

「国立大学管理法案」の起草経緯（下）

—「国立大学管理法案要綱試案」作成から「国立大学管理法案」提出まで—

西山 伸†

はじめに

1951年3月、第10回国会に提出された「国立大学管理法案」は、1949年の「大学法試案要綱」白紙撤回という状況を踏まえ、大学管理法案起草協議会（以下「起草協議会」と表記）において慎重に審議され作成された法案であった。1949年9月7日に発足した起草協議会は合計30回の会合を開いて三次にわたる試案を作成するとともに、関係諸団体からの意見聴取や公聴会などを行って各種の意見を募る姿勢をとっていた。約1年半にわたる国立大学管理法案の起草経緯について、起草協議会の発足から「大学管理法案要綱試案」（第一次試案）の作成までは、すでに本紀要前号掲載の拙稿で明らかにした⁽¹⁾。これを受けて本稿では、「国立大学管理法案要綱試案」（第二次試案）、「国立大学管理法案要綱第三次試案（答申案）」（第三次試案）の作成から「国立大学管理法案」の国会提出までを扱うこととする。

1 第3期 —「国立大学管理法案要綱試案」の作成—

(1) 「大学管理法案要綱試案」に対する各種の意見

1950年2月25日に完成した第一次試案⁽²⁾は、3月2日に公表された。当時の新聞では、「この試案は大学に対する中央集権的官僚的統制を排除し民意の直接的反映をねらつて文部省試案は大幅

に修正され、大学の自主性を強調した点が注目される⁽³⁾、「同試案は〔中略〕各学部や単科大学の教授会または代議員会の権限を大きくして学部、大学の独立性を強め政治勢力から学園を守るように意を注がれている⁽⁴⁾」など、第一次試案はおおむね肯定的に評価されている。また、大学発行の新聞においても「なお少なからぬ問題を依然として残している」としながらも「昨年以来の運動の成果を高く評価する⁽⁵⁾」と、その方向性は前向きに捉えられていた。

ただ、第一次試案はあくまで中間的な案であって「今後更に各方面の意見を求めたり、公聴会を開いて手を加えて最終案を決定⁽⁶⁾」と報じられていたように、公表後これに対して各方面から意見を求めることになった。それらの意見は「大学管理法案要綱試案に対する意見概要」（以下「意見概要」と表記）としてまとめられている⁽⁷⁾。各方面の意見提出締切が7月31日とされたことは判明している⁽⁸⁾が、どのような形で意見が募集されたのかは明らかでない。しかし意見概要を見ると、各大学単位だけでなく、学部、職員組合といった大学内の諸単位、大学教員個人、教育刷新審議会や国立大学長会議、さらには日本私学団体総連合、経済同友会や財界人など国立大学以外の団体・個人も意見を提出していることが分かる。

意見概要には第一次試案の条文ごとに意見がま

† 京都大学大学文書館教授

とめられ、それらは非常に多岐にわたっているが、主なものを第一次試案の当該条文とともに示したのが表1である（「国立大学管理法案」作成までに意見の趣旨のとおり改正された項目には右端に☆を付した）。特徴的な意見を項目ごとに整理すると次のようになる。

・総則

「国立大学の行政に関する機関の組織、運営及び権限等について規定する」と簡潔に法律の目的を定めていたのに対して、大学自治の確保、民意の反映、民主的運営などの文言をいれるべきとの意見があった。

・国立大学審議会

審議会委員の選考・推薦に関して、国立大学長や学術会議会員については地区別・部門別に行う希望が目立っていた。一方全国大学教授連合からの推薦については削除すべきとの意見が多いほか、学識経験者については減らすべきとの意見があった。

・商議会

存在の必要自体を認めないとの意見が一部にあった。また、商議員の学内教授の比率を上げる意見、学長を自動的に会長とする意見、審議事項から当該大学の人事に関する基準の設定に関する事項を削除するなど、学外者の影響力を限定的にする方向での意見が目立った。

・評議会

各学部から選出される評議員の増員、およびそれを助教授・講師にまで拡大するべきとの意見があった。また学生の処分を権限に加えるべきとの意見も見られた。

・教授会

構成員に助教授・講師を加えるとする意見が多くあった。

・雑則

学生代表との協議については、学部長の義務として規定すべきとの意見がある一方、全文削除

すべきとの意見もあった。

意見概要を見る限り、東京工業大学助教授鶴岡信三のように商議会は不必要、国立大学審議会は公選による内閣直属の決議執行機関とする、財政・定員を含めた法律とすべきといった法案の根本原則の改編を求める意見もあった⁽⁹⁾が、全体として法案自体の意義を否定する意見は極めて少数で、大部分は条文の部分的改正を求める意見であったといえる。

こうした、いわば公的な意見提出以外にその後の試案作成に影響を及ぼしたと考えられる意見が二点残されている。そのうちの一点は「大学管理法案要綱試案 総括的な問題点、各条項についての問題点」と名づけられた資料⁽¹⁰⁾である。この資料には、作成者・作成時期ともに明示されていないが、内容から考えて第一次試案の問題点について記されたものであることは間違いない。ここで「総括的な問題点」として挙げられているのは、「公立大学の管理について」「短期大学の管理について」「学長の責任と権限を明確ならしめること」「教育公務員特例法との調整」の4点であった。起草協議会発足以来、公立大学および短期大学の管理が論議の対象となったのはこれが最初と思われる（公立大学については、文部省と公立大学協会との協議の上国立大学管理法案と別個に公立大学管理法案として1951年3月に第10回国会に提出された⁽¹¹⁾）。学長の責任と権限については、第一次試案で「評議会によって定められた方針に従い、当該大学を運営すること」とあるのを「従い」から「そい」と改めるとして、評議会に対する学長の主体性を明示する必要性が指摘された。教育公務員特例法との関連については、第一次試案の人事関係をすべて削除して同法に織り込むことが提案されている（これはそのとおりになった）。

もう一点は「大学管理法案要綱試案に対する意見」と題された資料⁽¹²⁾で、題目の下に「(調査普及局)」と記されている。文部省の調査普及局は、文部省

表1 大学管理法案要綱試案（第一次試案）に対する主な意見

大学管理法案要綱試案の条文		意見概要	提出者		
第一章 総則	(この法律の目的) 第一 この法律は、国立大学の行政に関する機関の組織、運営及び権限等について規定することを目的とすること。	大学自治確保の明示 政治的権力からの独立、民意の反映、自治を明示 研究・教授の自由、不当な干渉の排除、民主的運営 大学自治を基調とした組織運営	岩手大、愛媛大 北大理学部 北大法文学部、京都大職員組合、東工大助教鶴岡信三 大学設置審議会吉田委員	☆	
	(設置) 第二 文部省に国立大学審議会を置くこと。	予算および定員について国会に働きかける中央機関として全国国民の公選による内閣直属の委員会を設け、決議執行機関とする	東京工大助教鶴岡信三		
	(委員) 第三 1 国立大学審議会は、二十三人の委員をもつて組織すること。 2 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。				
	一 国立大学の学長の互選した者 六人	地区別を考慮すること（全国を七地区あるいは八地区に分割、半数は地方大学から、地区制を考慮すべき、など）	島根大、広島大、九州大、東北大、香川大、東海四県国立大学長会議、名古屋大、岡山山、熊本大、北大工学部、山口大、国立大学長会議、和歌山大、京都学芸大、神戸大文理学部文科、神戸大教職員組合、徳島大学芸学部、帯広畜産大		
第二章 中央に置かれる大学行政機関	二 日本学術会議がその会員のうちから推薦した者 四人	各部門別に推薦 地区別に7人 3人 地区別に5人 2人	名古屋大、東北大、新潟大医学部助教講師会 九州大 山形大教育学部 岩手大 東海四県国立大学長会議、東京外国語大学長沢田節蔵		
	三 全国大学教授連合の推薦した者 三人	削除 地区ごとに互選 8人 増加（6、4、5） 全国国立大学教授の互選 3人 日教組から3人	岡山山、北大工学部、九州大、東北大、新潟大医学部助教講師会、北大法文学部、滋賀大、北大医学部、北大工学部、帯広畜産大、東京外国語大学長沢田節蔵、奈良女子大、京都大理学部 香川大 岩手大、山形大教育学部、宮崎大教職員連合組合、三重大、茨城大 愛媛大、宮崎大 京都大人文学部研究所	☆	
	四 学識経験のある者について両議院の同意を得た者 十人	3人は地方から 減員（8、7、9、5） 可及的多くの民間人、特に私立大学関係者 七地区に分け各地区から1人 文化人を参与させる	東海四県国立大学長会議 広島大、九州大、東北大、北大法文学部、京都大工学部、奈良女子大、徳島大学芸学部、東京外国語大学長沢田節蔵 日本私学団体総連合 東北大 経済同友会正田英三郎		
	(権限) 第七 1 文部大臣は、他の法律に定めるものの外、国立大学に関し、左の各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならないこと。	承認を得なければならないでは学長任免など現状では事務的に支障を来す、審議を経なければならないとする	大阪大	☆	
	四 学長の任免	削除	北大法文学部、帯広畜産大、京都学芸大、京都大職員組合、神戸大文理学部文科、神戸大職員組合	☆	
	五 当該大学の申出に基いてする部局長、教授、助教授及び講師の意に反する免職及び転任並びに教員の意に反する降任の決定	第四号を削除し、第五号中部局長の上に学長を加える、第八号削除	国立大学長会議		
	八 その他国立大学に関する重要な事項の決定	明白にする	大阪大		
	第三章 国立大学内部の行政機関第二節 商議会	(設置) 第十三 国立大学に、商議会を置くこと。	必要を認めない	埼玉大、京都大職員組合、東京工業大助教鶴岡信三	
		(商議員) 第十四 1 商議会は、十人以上三十人以内において、当該大学の学長が評議会の議を経て定める員数の商議員をもつて組織すること。	小規模大学では6人まで減員可とする	国立大学長会議	
		3 前項第二号に規定する者のうちから任命される商議員の数は、総数の三分の一をこえることができないこと。	増員（二分の一、少なくとも五分の二） 外部が多すぎるので制限を削除し各大学に委ねるべき	熊本大、佐賀大、九州大、岩手大、岡山山、金沢大、長崎大経済学部、香川大、京都大理学部、奈良女子大、神戸大教職員組合、京都学芸大、福島大、和歌山大、神戸大文理学部文科 経済同友会	

	大学管理法要綱試案の条文	意見概要	提出者	
第二章 国立大学内部の行政機関 第一節 商議會	(会長) 第十六 1 商議会の会長は、商議員の互選によって定め、その任期は、一年とすること。	会長は学長	京都大職員組合、東京外国語大学長沢田節蔵、お茶の水大学長野口明、九州大学、国立大学長会議	☆
	(商議会の審議すべき事項) 第十七 商議会は、学長の諮問に応じ、又は独立して、当該大学の教育、研究及び運営に関する事項について審議し、議決事項を学長に答申し又は勧告すること。但し、学長は、左の各号の事項については、商議会の意見を聞かなければならないこと。 四 当該大学の人事に関する基準の設定に関する事項	「独立して」を削除 削除	帯広畜産大 山形大教育学部、宮崎大教職員連合組合、教育刷新審議会、国立大学長会議、帯広畜産大、全国大学教授連合評議員会、神戸大文理学部文科、神戸大教職員組合、奈良女子大、東京工大助教授鶴岡信三	☆
第二節 評議会	(評議員) 第二十二 1 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織すること。 三 各学部の教授二人	増員（事情により、3、4人など）	島根大、佐賀大、国立大学長会議、香川大、大分大、三重大、大学設置審議会武田委員、岩手大、福島大、茨城大	
	2 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会において、当該学部の教授のうちから選出すること。	助教授あるいは講師を加える	愛媛大、新潟大医学部助教授講師会、北大理学部、北大法文学部、和歌山大、埼玉大、東京工業大助教授鶴岡信三、神戸大学文理学部文科	
	(権限) 第二十五 1 評議会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。	評議会在が最後の決定をするべき 評議会は連絡機関とするべき 学生処分を追加 入学定員決定削除、学生団体学生生活に関する事項追加	東京外国語大学長沢田節蔵 東京工業大学助教授鶴岡信三 九州大、大阪大、教育刷新審議会 教育刷新審議会	☆
第二節 教授会	(組織) 第二十八 1 教授会は、学部長（単科大学にあつては学長。この節中以下同じ。）及び学部の全教授をもつて組織すること。	助教授あるいは講師を加える	広島大、岩手大、新潟大医学部助教授講師会、山形大文理学部、宮崎大教職員連合組合、長崎大医学部、大学設置審議会吉田委員、北大法文学部、埼玉大、京都大職員組合、神戸大文理学部文科、神戸大教職員組合、京都学芸大	
	2 教授会には、学部長と教授とをもつて構成する教授会の定める規則に基づいて、助教授及び専任講師を加えることができること。			
	(審議すべき事項) 第二十九 教授会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その学部の方針を決定すること。 八 学生団体、学生生活及び学生生活に関する事項	評議会の審議事項にすべき	経済同友会正田英三郎	
	九 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する事項	予算に関する事項を追加	茨城大	
第四節 学長	(任命) 第三十二 学長は、当該大学の推薦した者につき、国立大学審議会の承認を経て、文部大臣が任命すること。	「国立大学審議会の承認を経て」を削除	神戸大学文理学部文科、京都学芸大、帯広畜産大、京都大職員組合	
	(職務) 第三十四 学長は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項をつかさどり、当該大学運営の責に任ずること。	当該大学の研究教育運営を総轄しその責に任ずる 「当該大学を統轄しこれを運営する」として一を削除	教育刷新審議会 東京外国語大学長沢田節蔵	☆
	一 評議会によって定められた方針に従い、当該大学を運営すること。	「従い」を「基き」にし、学長が最高責任者であることを明示	奈良女子大	
第五節 雑則	(学生代表との協議) 第三十六	全文削除	東北大、大学設置審議会武田・吉田委員、お茶の水大学長野口明、経済同友会正田英三郎、神戸大学教職員組合、東京外国語大学長沢田節蔵	☆
	1 学部長は、学生団体、学生生活その他学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表と学生の代表との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずることができること。	必ず設置するように規定する	東京工業大助教授鶴岡信三、京都大学職員組合	
総括的意見		財政・定員を含めた法律とすべき	東京工大助教授鶴岡信三、神戸大学教職員組合	
		大学財政法と一括審議すべき、助手、特研究生、大学院生に十分な措置を	京都大学職員組合	
		評議会の構成以外賛成	広島大理論物理学研究所	
		大体賛成 学長・学部長の権限を拡大すべき	帯広畜産大、京都学芸大 経済同友会正田英三郎	

設置法（1949年5月31日公布法律第146号）によって設置された五局のうちの一つで、文部省の調査統計年次計画の立案、文部省の所掌事務に関する調査統計の実施・資料の収集などを行うとされていた。この資料にも作成時期は明示されていないが、内容から考えて第一次試案に対する意見であることは間違いない。その主な意見と、該当する第一次試案の条文、意見の結果をまとめたのが表2である。

「大学管理法案要綱試案に対する意見」に挙げられた意見は、各管理機関相互の関係を明確にす

べきであること、人事関係は教育公務員特例法に委ねこの法案からは削除すべきことのほか、国立大学審議会委員の推薦母体から全国大学教授連合を削除すべきこと、学部長の学生代表との意思疎通について定めた条文を削除すべきこと、などであった。その大部分が第二次試案の段階で意見のとおり削除・修正・明記されていることから考えると、調査普及局によるこの意見が第二次試案への修正に大きな影響を及ぼしたことが分かる。また、条文の修正だけでなく全般的な問題点もいくつか挙げられていて、そのなかには「教授会が、

表2 「大学管理法案要綱試案に対する意見」中の主要意見

大学管理法案要綱試案における当該条文		意見	結果
第二章 中央に置かれる 大学行政機関	第三 2 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。 三 全国大学教授連合の推薦した者 三人	私的団体を規定することは適当でないので削除すること。	第二次試案で修正、第三次試案で削除
	第七 1 文部大臣は、他の法律に定めるものの外、国立大学に関し、左の各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならないこと。	国立大学審議会は意思決定機関であると考えられるがこれと文部大臣の意思決定及び執行との関係が不明瞭であるから規定を明確にすること。意思決定機関であれば審議会という名称は不適当であるから改めること。	「承認を得なければならない」が第三次試案で「その議決を経なければならない」に、法案で「意見を聞かなければならない」に修正
	三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設及び教育施設の設置廃止に関する事項の決定	審議会が国立大学の共通問題を取り上げるべきであり、且つ個々の大学内の管理機関との権限関係が不明瞭となる点からも削除すべきであること。	第二次試案で「教育施設」のみ削除
	四 学長の任免	教育公務員特例法の規定との関係上不必要であるから削除すること。	第二次試案で削除
	五 当該大学の申出に基いてする部局長、教授、助教授及び講師の意に反する免職及び転任並びに教員の意に反する降任の決定		
	八 その他国立大学に関する重要な事項の決定	広般すぎるので削ること。	第二次試案で削除
第三章 国立大学内部の行政機関	第一節 商議会 第十七 商議会は、学長の諮問に応じ、又は独立して、当該大学の教育、研究及び運営に関する事項について審議し、議決事項を学長に答申し又は勧告すること。但し、学長は、左の各号の事項については、商議会の意見を聞かなければならないこと。 四 当該大学の人事に関する基準の設定に関する事項	教育公務員特例法との関連もあり且つ規定が明瞭を欠く理由で削除すること。	第二次試案で削除
	第二節 評議会 第二十四 評議会の会長は、学長をもつて充てること。	会長が議長となる旨の規定を設けること。	第二次試案で明記
	第二十五 1 評議会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。	評議会が大学の方針を決定する機関であるとすれば商議会との権限関係が不明瞭であるので明確にすること。	おおむね修正されずに法案に記載
	第三十二 学長は、当該大学の推薦した者につき、国立大学審議会の承認を経て、文部大臣が任命すること。	教育公務員特例法で足りるので削除すること。	第二次試案で削除
	第三十三 学長の任期は、三年以上六年以内において、当該大学が定めるところにより、再任を妨げないこと。	教育公務員特例法で足りるので削除すること。	修正されずに法案に記載
	第三十四 学長は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項をつかさどり、当該大学運営の責に任ずること。	「当該大学の運営の責に任ずる」意味が他の管理機関の議決とか決定との関連上不明瞭であるのでその間を明確に規定すること。	第二次試案で修正
第五節 雑則	第三十六 1 学部長は、学生団体、学生活動その他学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表と学生の代表との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずることができること。〔2・3略〕	不必要につき削除すること。	第二次試案で削除
	第三十七 この法律に定めるものを除く外、国立大学の行政をつかさどる機関の組織、権限及び運営については、それぞれ、その大学が定めること。	不必要につき削除すること。	第二次試案で削除

その学部の方針を決定することと評議会がその大学の方針を決定することの関係如何。教授会の決定したことを評議会が変更したりできることになるか」という指摘があった。この後具体的には学生の懲戒権をどこが持つかという問題が一つの焦点になるが、教授会と評議会のどちらが大学自治の主体となるのかは大学管理をめぐる重要な論点となる。調査普及局の意見には、その問題提起も含まれていた⁽¹³⁾。

(2) 「国立大学管理法案要綱試案」の作成

こうした第一次試案に対する各種の意見表明を受けて、起草協議会は1950年9月から審議を再開した。9月2日に開催された第20回起草協議会では、新委員の紹介が行われるとともに矢野貫城の副委員長辞任に伴い互選によって矢内原忠雄が選出された⁽¹⁴⁾。

その後起草協議会は9月9日(第21回)、9月30日(第23回)、10月9日(第24回)、の開催が確認できる⁽¹⁵⁾。ここで各項目について改めて審議が行われ、10月14日開催の第25回起草協議会では「本年二月に発表した大学管理法案要綱試案について寄せられた各方面の意見を考慮して今日まで審議して来た結果を整理して国立大学管理法案要綱第二次試案をまとめた」⁽¹⁶⁾。

第二次試案における第一次試案からの主な修正点をまとめたのが表3である。各管理機関の権限として挙げられていた人事関係の項目は、教育公務員特例法に委ねることとなったためすべて削除された。その他の点について項目ごとに修正点を整理すると次のとおりである。

・総則

立法の趣旨として国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映させることを明示した。これは、第一次試案後に各方面から出された意見を生かした修正といえる。

・国立大学審議会

委員の推薦母体として全国大学教授連合という固有名詞を削除し、その代わり「全国の大学の教授、助教授及び専任講師の組織する団体」として、なおかつその団体は全国の教授・助教授・専任講師の二分の一以上が主たる会員で文部大臣の指定を受けると規定した。全国大学教授連合については各方面から出された意見や調査普及局の意見では削除となっていたが、団体名は明示されなくなったものの一定の条件で推薦母体として残す形がとられた。

・参議会

各大学に置かれる機関である商議会は参議会と改称されたが、管見の限りでは改称の理由は不明である。また、その会長は学長を充てることが明示された。全体として、第二次試案は第一次試案よりも学長の位置づけを明確にする方向にあるが、これもその一つの現れといえる。

・評議会

権限に「当該学部の教授会の議を経て行う学生の懲戒に関する事項」が加わった。これは各方面から出された意見で必ずしも多数を占めていたわけではない⁽¹⁷⁾。この点は法案提出後の第10回国会でも論議の対象となった。そのほか、学長が評議会の議長となることが明示された。

・教授会

附置研究所に教授会を置くことが明示された。

・学長

職務として「当該大学の研究教育を統轄し、且つ、当該大学を代表する」と規定され、学長の主体性が強まった。

・学部長

学部長が管理機関として位置づけられたが、どのような経緯でこうした形になったのか管見の限りでは不明である。

・附則

学部長が教員と学生代表との意思疎通をはかるとする条項が全文削除された。これは各方面か

表3 国立大学管理法案要綱試案における主な修正点

大学管理法案要綱試案（第一次試案）における当該条文		国立大学管理法案要綱試案（第二次試案）における修正	
第一章 総則	第一 この法律は、国立大学の行政に関する機関の組織、運営及び権限等について規定することを目的とすること。	第一章 総則	第一 この法律は、国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめて、国立大学の適正な管理を図ることを目的とすること。
第二章 中央に置かれる大学行政機関	第三 二 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。 三 全国大学教授連合の推薦した者 三人	第二章 国立大学審議会	三 全国の大学の教授、助教授及び専任講師の組織する団体がその会員のうちから推薦した者 三人 八 第二項第三号に規定する団体は、全国の大学の教授、助教授及び専任講師の二分の一以上の者を主たる会員とし、会員の協力によつて大学における教育研究の水準を高めるとともに、会員の生活と理想とを向上させることを目的として組織された団体で、文部大臣が指定したものでなければならないこと。 九 前項に規定する団体がないときは、国立大学審議会の委員の数は、第四第一項の規定にかかわらず、二十人とすること。
	第七 一 文部大臣は、他の法律に定めるものの外、国立大学に関し、左の各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならないこと。 四 学長の任免		[削除]
	五 当該大学の申出に基いてする部局長、教授、助教授及び講師の意に反する免職及び転任並びに教員の意に反する降任の決定		[削除]
	八 その他国立大学に関する重要な事項の決定		[削除]
第一節 商議会	第十三 国立大学に、商議会を置くこと。	第三章 参議会	第十四 国立大学に、参議会を置くこと。
	第十六 一 商議会の会長は、商議員の互選によつて定め、その任期は一年とすること。		第十七 一 参議会に会長を置き、学長をもつて充てること。
第二節 評議会	第二十四 評議会の会長は、学長をもつて充てること。	第四章 評議会	[削除]
	第二十五 一 評議会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その大学の方針を決定すること。 二 学部長及び所員会議を置く附置研究所の長以外の部局長の意に反する免職及び転任に関する事項		[削除]
	二 評議会は、当該大学の定める規則に基き、学長候補者の決定に関する事項をつかさどること。		六 当該学部の教授会の議を経て行う学生の懲戒に関する事項 [削除]
第三節 教授会	第二十六 評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定めること。	第五章 教授会	第二十六 一 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となること。 二 評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定めること。
	第二十九 教授会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議し、その学部の方針を決定すること。 一 学部長の候補者の選定並びに教員の採用及び昇任に関する事項 二 学部長及び教員の意に反する免職及び転任並びに教員の意に反する降任に関する事項		[削除] [削除]
第四節 学長	第三十二 学長は、当該大学の推薦した者につき、国立大学審議会の承認を経て、文部大臣が任命すること。	第六章 学長	第三十二 一 国立大学の附置研究所に教授会を置くこと。但し、附置研究所の事情により、評議会の議を経て、これを置かないことができること。 二 附置研究所の教授会には、附置研究所の長と教授とをもつて構成する教授会の定める規則に基いて、教授又は助教授に準ずる職員を加えることができること。 三 前項に定めるものを除く外、学部の教授会に関する規定は、附置研究所の教授会に準用すること。
	第三十四 学長は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項をつかさどり、当該大学の運営の責に任ずること。		[削除]
	二 当該大学の商議会の答申又は勧告のあつた事項につき、評議会の議を経て処理すること。		学長は、当該大学の教育研究を統轄し、且つ、当該大学を代表すること。 [削除]
	三 第十四第二項の規定によつて定まった商議員の候補者を、任命について申出ること。		[削除]
	四 当該大学の決定した学長の候補者を、任命について申出ること。		[削除]
五 評議会又は教授会の議を経て、部局長および教員の人事について申出ること。	[削除]		

大学管理法案要綱試案（第一次試案）における当該条文		国立大学管理法案要綱試案（第二次試案）における修正	
		第三十六 1 学部長の任期は、三年以内において、当該学部教授会の定めるところによること。 2 学部長は、当該学部教授会の定めるところにより、再任を妨げないこととすることができること。	第七章 学部長
		第三十七 1 学部長は、当該学部の教育研究を統轄し、且つ、当該学部を代表すること。 2 学部長は、教授会の定めた方針に基き、当該学部運営の責に任ずること。	
		第三十八 教授会を置く附置研究所の長については、前条の規定を準用すること。	
第五節 雑則	第三十六 1 学部長は、学生団体、学生活動その他学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表と学生の代表との意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずることができること。	[削除]	
	2 前項の学生代表の選出方法その他実施に関する細目は、教授会の議を経て、学部長が定めること。	[削除]	
	3 学長は、数個の学部又は全学部に関係する学生団体、学生活動その他学生生活に関し、前二項の規定に準じ、適当な方法を講ずることができること。	[削除]	附則
	第三十七 この法律に定めるものの外、国立大学の行政をつかさどる機関の組織、権限及び運営については、それぞれ、その大学が定めること。	[削除]	

ら出された意見にも見られ、調査普及局の意見でも指摘されていたものである。第二次試案公表時の新聞発表の原稿と思われる資料には、その理由として「これは教育上の問題として処置すべきことであり、国立大学管理法案に規定すべきことではないので削除した」と記されている⁽¹⁸⁾。

2 第4期 — 「国立大学管理法案要綱第三次試案（答申案）」の作成と「国立大学管理法案」—

(1) 公聴会の開催

第二次試案の作成を終えた起草協議会は、同案についての公聴会を11月8日に東京大学で、12日に大阪大学で、15日に九州大学で開催した。9月16日付の「大学管理法案公聴会実施計画（案）」という文書によると、公聴会参加者は起草協議会委員・文部省係官のほか、意見発表をする者として大学関係の参加者（学生を含む）15名以内、一般参加者15名以内とし、傍聴者は400名以内とするよう計画されていた⁽¹⁹⁾。

公聴会でどのような意見が表明されたのかを示す一次資料は乏しく、いくつかの大学新聞などでたどれるのみである。東大における公聴会につい

ては「この日の討論では全学連の主張を除く他はすべて一部修正意見であった」として主な発言者の要旨が次のように報じられている。

都留重人（一橋大学経済研究所長）「研究所長を評議会に入れられたい」

大崎六郎（宇都宮大学教授）「各機関の任期を縮少し、特に評議会の権限を縮少すべし」

関口勲（日本育英会理事長）「参議会を議決機関とせよ、審議会は不必要」

前田賢次（東京商工会議所事務局長）「参議会に地方経済界、新聞行政庁を参加させよ」

畑敏雄（東京工大職組）「審議会委員の任免権を文相に附与するのは文相独裁の合法化である、全国と地方区による公選を行い、^[会欠カ]評議は三者協議に代え、これを学内管理機関となすべきである、参議会の必要はない」

大河内一男（東大教授）「各機関の権限、均衡、調整を再考し特にその接触面の関連性を明確にされたい、教員人事の基準が不明確である」

尾高朝雄（東大教授）「今後の学生運動に鑑み参議会に経営者側代表を入れるのは望ましい。

[中略] 評議会については一つの大学として相互調整する機関として重要であり学内規律の統一、学生処分においては特にさうである。

三者協議会の如く、非教育者が参加するのは暴論である」

高木三郎（私学団体総連合）「審議会に私大代表を明文化せよ、参議会は教育財政上ぜひ必要」
藤岡通夫（東京工大教授）「評議会は概して権限が強すぎる、教授会に^{〔ママ〕}助手専任講師を入れることは反対」⁽²⁰⁾

三沢敬義（東大附属病院長）「全国病院長会議では病院長を評議員にすることを要望している」

一方、阪大における公聴会については「おゝむね賛成するもの（大石京大教授、小野木阪大法学部長、川端久保田鉄工常務ら）の意見発表が少なかつたのに対し、反対または修正意見を述べるものが多く注目をひいた」として「反対意見の主なものは、参議会不要論（内山阪大助教授、松井京大教授、熊野京大同学会委員）をはじめ〔中略〕、中央の大学審議会は公選、リコール制を採用し文部大臣の委員任免権を排する、文部省に属せしめないで内閣直属にし決議執行機関とする、評議会もリコール制にし、教授会には助教授、専任講師まで含める、教授会が学生団体、学生活動、および学生生活に関する事項を審議決定するという項目を削除する、学長の権限が増大しているが「教授会、評議会の決定に従つて」と条文を修正、学生の懲戒権は評議会ではなく教授会にもたせること等であつた」と報じられている⁽²¹⁾。

このように、報じられている第二次試案への反対論の多くは、すでに論じたように起草協議会発足当初から日教組・全学連などが主張していた内容であつた⁽²²⁾。ただ、それだけでなく「学生側では、この第二次試案ができた重大なモメントとして、第二回米国教育使節団の訪日に際して、封建的ギルド制の打破と、民意の反映を勧告したところにあるとしている」とされているように、反対者が第二次試案を前述の第二次アメリカ教育使節団報告書と関連づけて考えていたことは注目される⁽²³⁾。

(2) 「国立大学管理法案要綱第三次試案（答申案）」の作成

公聴会終了後、11月24日に第27回、12月2日に第28回起草協議会が開催されたが、いずれも定足数不足のため決議できなかった⁽²⁴⁾。ただ、第28回については議事要領が残っており、国立大学審議会の推薦母体として第二次試案で規定した「全国の教授、助教授、常勤講師の^{〔ママ〕}三分の一以上の者が組織する団体は、将来かゝる団体が確立した時に規定することを附帯条件として」削除すること、参議会の名称は商議会に戻すこと、附置研究所長は自動的に評議員とすること、などが論議されたという。その後12月9日に起草協議会開催する旨の通知が残っており⁽²⁵⁾、第三次試案の日付と一致していることから、この日に第29回が開かれたものと思われる。

今述べたように、第三次試案は1950年12月9日付で公表された。第三次試案における第二次試案からの主な修正点をまとめたのが表4である。項目ごとに修正点を整理すると次のとおりである。

・国立大学審議会

委員の推薦母体として「全国の大学の教授、助教授及び専任講師の組織する団体」を削除し、それにともない委員の人数を23人から20人とした。また権限として、文部大臣は条文に指定した国立大学に関する事項について「国立大学審議会の承認を得なければならない」としていたのを、「国立大学審議会にはかり、その議決を経なければならない」と修正された。さらに国立大学審議会は、国立大学の予算その他重要事項について文部大臣に「勧告」することができるとしていたのを、「建議」できると修正された。

・商議会

各大学に置かれる機関の名称は、参議会から第一次試案における名称であつた商議会に戻された。

表4 国立大学管理法要綱第三次試案（答申案）における主な修正点

国立大学管理法要綱試案（第二次試案）における当該条文		国立大学管理法要綱第三次試案（答申案）における修正	
第二章 国立大学審議会	第四 1 国立大学審議会は二十三人の委員をもつて組織すること。 2 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。	第三 1 国立大学審議会は二十人の委員をもつて組織すること。 2 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議会の委員に任命すること。	
	三 全国の大学の教授、助教授及び専任講師の組織する団体がその会員のうちから推薦した者 三人	(削除)	
	8 第二項第三号に規定する団体は、全国の大学の教授、助教授及び専任講師の二分の一以上の者を主たる会員とし、会員の協力によつて大学における教育研究の水準を高めるとともに、会員の生活と理想とを向上させることを目的として組織された団体で、文部大臣が指定したものでなければならないこと。	(削除)	
	9 前項に規定する団体がないときは、国立大学審議会の委員の数は、第四第一項の規定にかかわらず、二十人とすること。	(削除)	
	第八 1 文部大臣は、国立大学に関し、他の法律に定めるものの外、左の各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならないこと。 2 国立大学審議会は、国立大学の予算の執行その他国立大学に関する重要事項について、文部大臣の報告を求め、又は文部大臣の諮問に答え若しくはこれに対して勧告することができること。	第八 1 文部大臣は、国立大学に関し、他の法律に定めるものの外、左の各号に掲げる事項について基本方針を決定する場合においては、あらかじめ、国立大学審議会にはかり、その議決を経なければならないこと。 2 国立大学審議会は、国立大学の予算その他国立大学に関する重要事項について、文部大臣の報告を求め、又は文部大臣の諮問に答え若しくはこれに対して建議することができること。	
第三章 参議会	第十四 国立大学に、参議会を置くこと。	第十四 国立大学に、商議会を置くこと。	
第四章 評議会	第二十三 1 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織すること。 一 学長 二 学部長 三 各学部の教授二人	第二十三 1 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織すること。 一 学長 二 学部長 三 各学部の教授二人 四 附置研究所の長	
	2 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会において、当該学部の教授のうちから選出すること。	2 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会において、当該学部の教授のうちから選出したものについて学長が任命すること。	
	3 当該大学の事情により、評議会の定める規則に基づいて、附置研究所の長、その所属の教授、図書館長及び附属病院長その他これに準ずる職員を評議員とすることができること。	3 当該大学の事情により、評議会の定める規則に基づいて、第一項第三号の教授を五人にまで増加し、同項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所所属の教授、図書館長及び附属病院長その他重要な職員を評議員とすることができること。	
第六章 学長	第三十五 1 学長は、当該大学の教育研究を統轄し、且つ、当該大学を代表すること。	第三十五 1 学長は、当該大学を総括し、これを代表すること。	
第七章 学部長	第三十七 1 学部長は、当該学部の教育研究を統轄し、且つ、当該学部を代表すること。	第三十七 1 学部長及びその他の部局長は、当該学部又はその他の部局を総括し、これを代表すること。	
	2 学部長は、教授会の定めた方針に基き、当該学部運営の責に任ずること。	2 学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めた方針のつとめ、当該学部又は附置研究所の運営の責に任ずること。	
	第三十八 教授会を置く附置研究所の長については、前条の規定を準用すること。	(削除)	

・評議会

第二次試案では「評議員とすることができる」としていた附置研究所の長を、自動的に評議員にすることとされた。

・学長

職務として「当該大学の教育研究を統轄」としていたのが「当該大学を総括」と、より包括性をもたせる表現に修正された。

・学部長等

附置研究所の長を管理機関として学部長同様に位置づけた。

このように、第三次試案における修正点は多くはない。国立大学審議会について、第一次試案の段階から言われていた全国大学教授連合およびその延長線上の推薦母体が完全に姿を消したことで、文相との関係において権限が弱まったことが特徴として挙げられる。前述の公聴会で指摘された論点に関しては、附置研究所長の位置づけを明確にしたほかはほとんど反映されることはなかった。

(3) 「国立大学管理法案」

こうして起草協議会は第三次試案を答申案とし

て提出したが、その後国会に提出された「国立大学管理法案」が作成される過程で若干の修正があった。そのうち最も重要なものは、国立大学審議会の権限についての条文である。第三次試案と法案を比較すると下記のとおりである。

[第三次試案]

文部大臣は、国立大学に関し、他の法律に定めるものの外、左の各号に掲げる事項について基本方針を決定する場合には、あらかじめ、国立大学審議会にはかり、その議決を経なければならぬ。

[法案]

文部大臣は、国立大学一般に関する左に掲げる事項についてその基本方針を決定する場合には、あらかじめ国立大学審議会の意見を聞かなければならぬ。

このように、「議決を経なければならぬ」から「意見を聞かなければならぬ」と、文部大臣に対する国立大学審議会の権限が弱まったのが修正の内容であるが、この経緯については起草協議会の委員長であった我妻栄がのちに回想している。

私どもの審議会は、その〔国立大学審議会の一引用者〕承認を得なければならぬという強い法律的な制限を加えておったのですが、答申をしたあとに文部当局から訂正の相談があり、これでは少し強すぎて困るということだった。私のメモは簡単ですが、私の記憶によりますと、多分相談があったために緊急に委員会を開いてそのことを諮った。そうしたら委員会は政府の気持はわからないではないが、委員会としては答申の方が正しいと思うからいまさら答申を変更することはしない。もし政府が工合が悪いと思うなら政府の責任で変更したらよかろうと返事をした。メモにそう書いてあります。政府は政府の責任で国会に提出した案に直したわけです。このへんからすでに大臣の権限をコントロールするも

のがあっては困るということが文部省の一部には考えられていたともいえると思います。⁽²⁶⁾

我妻の回想によって、この修正が文部省の意向によって行われたことが分かる。

「国立大学管理法案」は、「公立大学管理法案」「国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案」とともに1951年2月23日に閣議決定され、前年12月10日に召集された第10回国会に提出された⁽²⁷⁾。

おわりに

以上、大学管理法案起草協議会の設置から、同協議会による三次にわたる試案の作成、そして国立大学管理法案の第10回国会提出までの経緯をみてきた。その経緯を改めてまとめると次のとおりである。

- ・起草協議会は第一次試案作成までに、それまでに大学法案について意見を発表していた団体などから意見を聴取する機会をもった。その中には日教組、全学連なども含まれていた。
- ・第一次試案作成にあたっては、上記の日教組や全学連の意見も具体的に検討されていた。
- ・しかし、国立大学審議会の公選制・リコール制、商議会における学外者の影響力排除、学内管理機関への助教授・講師参加、教授会のみによる学生懲戒などの日教組・全学連の主張は起草協議会発足当初から意見募集・公聴会などの場で繰り返し主張されたが、結局起草協議会とは平行線のまま終わった。
- ・第一次試案から法案に至るなかで、中央の置かれる行政機関である国立大学審議会の権限は次第に弱まっていった。特に最終段階で文部省の意向が反映された。
- ・学内に置かれる商議会に学外者が多数を占める構成について、修正を求める希望が少なくなかったが、修正されることはなかった。
- ・評議会・教授会と関連して附置研究所の位置づ

けが明示されるように修正された。

- ・評議会の権限としての学生懲戒は第一次試案にはなかったが、第二次試案に追加された。
- ・学長の主体性が次第に強化されていった。
- ・学部長が教員と学生代表との意思疎通を図るとする条項は、法案に規定すべき問題ではないとして第二次試案で削除された。
- ・第一次試案から第二次試案に至る過程では、文部省調査普及局の意見が大きな影響を与えた。

こうして起草された国立大学管理法案は第10回国会で審議されることになるが、その経緯については別稿で触れることとする⁽²⁸⁾。

[註]

- (1) 拙稿「『国立大学管理法案』の起草経緯(上)」(『京都大学大学文書館研究紀要』第19号、2021年3月)。
- (2) 第一次試案の全文は註(1)論文末尾に掲載した。
- (3) 『読売新聞』1950年3月3日付朝刊。
- (4) 『毎日新聞』1950年3月3日付朝刊。
- (5) 『学園新聞』1950年3月13日付。
- (6) 註(4)に同じ。
- (7) 「大学管理法案要綱試案に対する意見概要(第1集)」(国立教育政策研究所所蔵、ID: EF10000962)、「大学管理法案要綱試案に対する意見概要(第2集)」(同、ID: EF10000963)。
- (8) 「大学管理法起草協議会開催について」(『大学管理法案関係綴 自昭和二十三年十一月至昭和二十六年八月』京都大学大学文書館所蔵、識別番号: 01A00352、以下『関係綴』と表記)。
- (9) 鶴岡信三は、国立大学管理法案が提出された第10回国会の参議院文教委員会において1951年5月17日開催された公聴会で、参考人の一人として意見を述べている。
- (10) 国立教育政策研究所所蔵、ID: EF10000960。
- (11) 「公立大学管理法案に関する説明資料」(国立教育政策研究所所蔵、ID: EF10000989)。
- (12) 国立教育政策研究所所蔵、ID: EF1000972。
- (13) 同じ頃、尖鋭化する学生運動への対策として文部省が学長の権限を強化する見解を各学長に指示するとの報道があった(『朝日新聞』1950年6月11日付朝刊)。東北大学におけるいわゆるイールズ事件が起こったのは5月2日、全学連はその後朝鮮戦争の勃発とともに始まったレッドパージ反対闘争を展開していくことになる。一方、5月6日に文部大臣が高瀬荘太郎から天野貞祐に替わり、それに合わせて文部省幹部の大異動があった(文部事務次官: 5月13日に伊藤日出登から剣木亨弘に交替、初等中等教育局長: 6月10日に稲田清助から辻田力に交替、大学局長: 6月10日に剣木亨弘から稲田清助に交替、調査普及局長: 6月10日に辻田力から関口隆克に交替)。こうした文部省の動きと、「大学管理法案要綱試案に対する意見」に表れている文部省側の意向とがどのように関係しているか、今後の検討課題である。
- (14) 「第二十回大学管理法案起草協議会協議事項要領」(『関係綴』)。新委員として就任したのは、教育刷新審議会からの推薦である安藤正次に替わり佐野利器(東京市政調査会副会長)、日本教職員組合からの推薦である旭爪謙作に代わり吉村利填(日本教職員組合大学部長)、同じく江口泰助に替わり辻原弘市(日本教職員組合法制部副部長)、学識経験者として推薦された大塚万丈に替わり吉阪俊蔵(東京商工会議所専務理事)の4名であった。なお発足時の委員は、註(1)拙稿に記載。
- (15) このうち第21回は、9月4日付「大学管理法案起草協議会開催について」(『関係綴』)に開催予定と記されていて、実際に審議された内容については管見の限り一次資料に見当たらず『学園新聞』1950年9月25日付に記載されている。第23回・第24回については「第二十三回大学管理法起草協議会協議事項要旨」「第二十四回大学管理法起草協議会協議事項要領」(いずれも『関係綴』)。
- (16) 「第二十五回大学管理法起草協議会協議事項要領」(『関係綴』)。国立大学管理法案要綱試案の全文は、「国立大学管理法案要綱第二次試案」(国立教育政策研究所所蔵、ID: EF10000975)。
- (17) 教授会と評議会の組織・権限については「第二次アメリカ教育使節団から「現在日本における高等教育機関は主としてその教授陣によって統制され、

大学の主要方向は教授の手中にある。この制度は日本の高等教育を改善するため修正されなければならない」と勧告されているので、委員会でも慎重を期している」と、同年9月22日に報告書が公表されたばかりの第二次アメリカ教育使節団と関連づけて報じる向きもあった（『朝日新聞』1950年10月10日付朝刊）。CIEやアメリカ教育使節団の動向が国立大学管理法案作成経緯にどの程度影響を与えたのかについては、今後の課題としたい。

- (18) 「大学管理法案に関する新聞発表」（国立教育政策研究所蔵、ID：EF10000974）。
- (19) 国立教育政策研究所、ID：EF10000969。なお、同案では公聴会は東大と京大の二カ所で実施することとなっていた。
- (20) 『東京大学学生新聞』1950年11月16日付。
- (21) 『学園新聞』1950年11月20日付。
- (22) 註（1）拙稿4頁。
- (23) 註（21）に同じ。なお、一般紙に掲載された公聴会後の我妻委員長の話には「民間人が多数を占める参議会の設置は大学に民意を反映することになり第二次アメリカ教育使節団の報告書の提議にも十分こたえているものと私は思う」とあり（『読売新聞』1950年11月25日付朝刊）、起草協議会もある程度使節団の報告書を意識していたことが窺える。
- (24) 「大学管理法起草協議会開催について」「第二十八回大学管理法起草協議会議事要領」（いずれも『関係綴』）。
- (25) 「協議会開催に関する通知」（『関係綴』）。
- (26) 我妻栄・田中二郎・久保正幡「座談会 大学管理問題」（『ジュリスト』No.255、1962年8月1日、10頁）。
- (27) 『朝日新聞』1951年2月24日付朝刊。
- (28) 本論の論点を含む1950年代前半の大学管理をめぐる諸問題については、拙稿「1950年代前半における大学管理問題 ―国立大学管理法案を中心に―」（『1950年代教育史』研究部会『1950年代教育史の研究』野間教育研究所紀要第64集、2022年）で論じた。